

令和 3 年 9 月 28 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 3 年 9 月 28 日現在、1,076 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、林

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	メタックα	株式会社ニューアー ト・ヘルス&ビュー ティー	4010001161885	清涼飲料水	グロビン蛋白分解物 (VVYPとして)	本品は、食後の血清中性脂肪の上昇を抑える グロビン蛋白分解物を含んでおり、脂肪の多い 食事をとりがちな人の食生活改善に役立ちま す。	本品は、高脂血症の予防薬及び治療薬ではあ りません。飲みすぎあるいは体質・体調によ り、おなかやゆるくなることがあります。	食事の際に、1本を目安にお召し上がりく ださい。	再許可等特保※	R3.9.28	1828

※ 「消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」(平成21年新開発食品調査部会長決定)における「(5)再許可」に該当するため、消費者委員会の諮問を省略したものを。